

令和8年度「県民残存歯数及び歯周病等状況調査」について

[目的]

1. 島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例に基づいた実態調査を行い、歯科保健計画に反映させる。
2. 歯科保健対策の企画及び事業化の資料とする。

[調査対象]

20歳以上の島根県内居住者

[調査方法・時期]

1. 歯科診療所来院患者、在宅訪問患者 7月1日～7月31日
(島根県歯科医師会会員の協力を得て、受診時に調査を行う。)
2. 市町村での歯科健診受診者
3. その他、県が必要と認めた場合

[調査内容]

1. 住所地（市町村単位）
2. 年 齢
3. 性 別
4. 残存歯
5. 歯肉の状況
6. 糖尿病の有無および、糖尿病の方についてはHbA1c値（NGSP値）
7. 喫煙の有無
8. 咀嚼の状況
9. 噛み合わせについて
10. 義歯の使用有無
11. 補助清掃具の使用の有無
2日に1回以上、歯間ブラシ・フロス・シングルタフトブラシ・ウォーターピック（含漱剤は含まず）を使用する場合を想定しています。

[調査票]

- (1) データ入力用様式 ※ 本会ホームページよりダウンロード可
 - (2) 手書き記入用様式（紙）
- ※ 集計業務の効率化のため、「データ入力用様式」での提出を推奨とする。

[残存歯の定義]

令和2年度と同様に動揺がある場合や残根状態でも、歯牙があれば数に入れる。

[調査項目の記入について]

- (1) 歯肉の状況（歯肉のコード判定基準を参照）
プローブを使い、代表歯法によりポケットを測定する。

① 診査にあたっての注意点

口腔内を6分画

7-4		3-3		4-7
7-4		3-3		4-7

 し、下記の歯を各区画の代表歯とする。

右	7または6	1		6または7	左
	7または6		1	6または7	

前歯部の対象歯（1）あるいは $\overline{1}$ ）が欠損している場合は、反対側同名歯（1）あるいは $\overline{1}$ ）を診査対象とする。両側とも欠損している場合、あるいは臼歯部で2歯とも対象歯が欠損している場合は、その分画は診査対象外とする。

② 診査方法

- ・対象歯のポケットを測定する。
- ・また、各分画のうち最大値を歯肉のコード（最大値）とし、調査票に記入する。

歯肉のコード判定基準

コード	所 見
0	健全（2 mm以下のポケットで出血等の炎症症状を伴わないもの）
1	2～3.9mm 以下のポケット
2	4～5.9 mmに達するポケット
3	6 mmを超えるポケット
×	対象歯なし

(2) 糖尿病の有無および、糖尿病の方はHbA1c 値（NGSP 値）

糖尿病の有無を聞き取り、糖尿病の方には直近の数値を聞き、（ ）に記録する。
HbA1c の値が分からない場合は、「不明」と記入する。

(3) 咀嚼の状態

問診の際、「たいていの食物は噛んで食べられる」のか「あまり噛めないので食物の種類が限られる」なのかを聞き取る。

聞き取った結果を調査票の記入欄に下記のように記録する。

- ・「たいていの食物は噛んで**食べられる**」場合は、「**噛める**」の方に○をする。
- ・「あまり**噛めない**ので食物の種類が限られる」場合は、「**噛めない**」の方に○をする。

(4) 臼歯部の咬合状態

左右臼歯部の噛み合わせは、調査票の記入欄に下記のように記録する。

- ・両側とも**噛み合わせがある**場合は、「**あり**」の方に○をする。
- ・どちらか一方、あるいは両側とも**噛み合わせがない**場合は、「**なし**」の方に○をする。

(5) 補助清掃具の使用の有無

2日に1回以上、歯間ブラシ・フロス・シングルタフトブラシ・ウォーターピック（含漱剤は含まず）を使用する場合は「**あり**」の方に○をする。